




株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

第一号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 4
【根拠条文】	法第 27 条の 25 第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 角谷 仁之 
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町 2 丁目 13 番 10 号プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【報告義務発生日】	平成 19 年 2 月 15 日
【提出日】	平成 19 年 2 月 21 日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	3 名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	提出者の組織変更に伴う名称の変更

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	エヌ・イー ケムキャット株式会社
証券コード	4106
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	株式会社 ジャスダック証券取引所

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者 (大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (外国会社)
氏名又は名称	BASF キャタリスツ デラウェア LLC (BASF Catalysts Delaware LLC)
住所又は本店所在地	米国、デラウェア州ニューキャッスル郡ウィルミントン市オレンジ ストリート 1209、コーポレーション・トラスト・センター (Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, City of Wilmington, Country of New Castle, Delaware, USA)
旧氏名又は名称	イーシー デラウェア インコーポレーテッド (EC Delaware Incorporated)
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	/
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1992年8月24日
代表者氏名	キース・アンスバッハー (Keith Ansbacher)
代表者役職	LLCの代表権者 (Authorized Person of the LLC)
事業内容	有限責任会社の目的となり得るすべての適法な行為又は活動

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 角谷 仁之
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資を主な目的とする。但し、提出者は、発行会社の日常的な業務執行には携わらない非常勤の取締役を指名している。

(3)【重要提案行為等】

該当なし。

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	
株券又は投資証券等(株・口)	11,391,000	/	/	
新株予約権証券(株)	A 0			G
新株予約権付社債券(株)	B 0			H
対象有価証券カバードワラント	C 0			I

株券預託証券		0		
株券関連預託証券	D	0		J
対象有価証券償還社債	E	0		K
他社株等転換株券	F	0		L
合計(株・口)	M	11,391,000	N	0 0 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	0株		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q	0株		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R	11,391,000株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S	0株		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年2月15日現在)	T	28,985,000株
上記提出者の株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)		39.30%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		39.30%

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当なし。						

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(U)(千円)	—
借入金額計(V)(千円)	370,272
その他金額計(W)(千円)	—
上記(W)の内訳	
取得資金合計(千円)(U+V+W)	370,272

② 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
BASF キャタリスツ LLC	表面・材料 科学事業	ジョン・ア ール・ピー ターズ	(登記上の住所) 米国、デラウェア州 19801、ウィルミントン 市、オレンジストリー ト1209 (1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, USA)  (本店所在地) 米国ニュー・ジャージ ー州イセリン、ウッ ド・アベニュー101 (101 Wood Avenue, Iselin, NJ, USA)	2	370,272

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし。

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

1	BASF キャタリスト デラウェア LLC (BASF Catalysts Delaware LLC)
2	イーエーピー ホールディングス エルエルシー (EAP Holdings, LLC)
3	BASF キャタリスト LLC (BASF Catalysts LLC)

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	12,237,500		
新株予約権証券(株)	A 0		G
新株予約権付社債券(株)	B 0		H
対象有価証券カバードワラント	C 0		I
株券預託証券	0		
株券関連預託証券	D 0		J
対象有価証券償還社債	E 0		K
他社株等転換株券	F 0		L
合計(株・口)	M 12,237,500	N 0	O 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 0株		
共同保有者間で引渡請求権等の 権利が存在するものとして控除 する株券等の数	Q 0株		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 12,237,500株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S 0株		

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年2月15日現在)	T 28,985,000株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	42.22%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	42.22%

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有 割合（％）
BASF キャタリスト デラウェア LLC (BASF Catalysts Delaware LLC)	11,391,000	39.30
イーエーピー ホールディングス エルエルシー (EAP Holdings, LLC)	846,000	2.92
BASF キャタリスト LLC (BASF Catalysts LLC)	500	0.00
合 計	12,237,500	42.22

**POWER OF ATTORNEY**

BASF Catalysts Delaware LLC, a limited liability company duly organized and existing under the Delaware Limited Liability Company Act and the General Corporation Law of the State of Delaware, with principal office at Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, in the City of Wilmington, County of New Castle, USA, (the "LLC") does hereby appoint Mr. Hitoshi Sumiya and Masato Honma attorneys-at-law of Baker & McKenzie GJB Tokyo Aoyama Aoki Law Office (Gaikokuho Joint Enterprise) with its office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its true and lawful attorneys-in-fact, and authorize and empower each of them to represent the LLC to do all or any of the following acts with full power of substitution and revocation:

- (1) To prepare and file with the Director General of Kanto Local Finance Bureau of Japan under the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948, as amended) a Bulk Holding Report and its Amendments in Japanese;
- (2) To send copies of such report to the issuing company and the stock exchanges on which the shares of the issuing company are listed; and
- (3) To do any other acts, deeds and thing whatsoever the LLC may deem necessary or appropriate in connection with the foregoing purposes.

IN WITNESS WHEREOF, the LLC has hereunto executed this Power of Attorney this 16th day of February, 2007

BASF Catalysts Delaware LLC

By: 

Name: Keith Ansbacher  
Title: Authorized Person of the LLC

*Sworn to and subscribed  
before me this 16<sup>th</sup> day of February  
2007  
Mary Erin Brennan*

MARY ERIN BRENNAN  
NOTARY PUBLIC OF NEW JERSEY  
MY COMMISSION EXPIRES APRIL 15, 2008



<訳文>

## 委 任 状

アメリカ合衆国デラウェア州会社法通則及び LLC 法に基づいて適法に設立され現存する LLC で、その登記上の住所を米国デラウェア州ニューキャッスル郡ウィルミントン市オレンジストリート 1209 コーポレーション・トラスト・センターに有する BASF キャタリスツ デラウェア LLC (以下「LLC」という。)はここに、日本国東京都千代田区永田町ニ丁目 13 番 10 号 プルデンシャルタワーに事務所を有する東京青山・青木法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)の弁護士である角谷仁之氏を当社の真正かつ適法な代理人と定め、復代理人の選任権及び解任権を含め、当社を代理して下記行為の一切を行う権限をその各々に付与する。

- (1) 日本国の証券取引法(1948年法律第25号、改正済み)に基づき、日本語による大量保有報告書及び変更報告書を作成し、これを日本国関東財務局長へ提出すること。
- (2) 当該報告書の写しを発行会社及び発行会社の株式が上場されている証券取引所へ送付すること。
- (3) 上記の目的に関連して LLC が必要又は適切とみなすその他の一切の事項を行うこと。

上記の証として、LLC は 2007 年 2 月 16 日、本委任状に署名した。

BASF キャタリスツ デラウェア LLC

(署名)

キース・アンスバッハー

LLC の代表権者

公証人認証

上記正訳しました  
弁護士 角谷仁之

